

## 令和3年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第43号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議第44号 別府市税条例の一部改正について
- 議第45号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第46号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第47号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第48号 工事請負契約の締結について
- 議第49号 市有地の貸付けについて
- 議第50号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて
- 議第51号 市長専決処分について
- 議第52号 市長専決処分について
- 議第53号 市長専決処分について
- 議第54号 市長専決処分について

## **議第 4 3 号**

### **別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」といいます。）の一部が改正され、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理する者が総務大臣から内閣総理大臣に改められたこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 第 6 条の表中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。
- (2) 第 6 条の表中で引用する番号利用法の条項の異動に伴い、所要の整理を行います。

#### 3 施行期日 令和 3 年 9 月 1 日

#### 4 担当課 総務部総務課

## **議第 4 4 号**

### **別府市税条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 1 0 8 号）により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）の一部が改正され、個人の市民税の算定における扶養親族の範囲が見直されたこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 個人の市民税の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとします。（第 2 4 条、附則第 5 条関係）
- (2) 公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る扶養親族について、「控除対象扶養親族を除く」としていたものを「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改めます。（第 3 6 条の 3 の 3 関係）
- (3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和 9 年度分の個人の市民税まで延長します。（附則第 6 条関係）

#### 3 施行期日 令和 6 年 1 月 1 日。一部は令和 4 年 1 月 1 日

#### 4 担当課 総務部市民税課

## **議第 4 5 号**

### **別府市手数料条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により番号利用法の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行し、発行に係る手数料を徴収することができることとされたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

別表第1中の14の項（個人番号カードの再交付手数料）を削り、15の項から22の項までを1項ずつ繰り上げます。

#### 3 施行期日 令和3年9月1日

#### 4 担当課 市民福祉部市民課

## **議第 4 6 号**

### **別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、書面の作成等について、書面に代えて電磁的記録により行えることが定められたこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

(1) 電磁的記録に関する規定を加えます。（第49条関係）

(2) その他字句の整理を行います。（第6条関係）

#### 3 施行期日 令和3年7月1日

#### 4 担当課 市民福祉部子育て支援課

## **議第 4 7 号**

### **別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

有料公園施設の使用料を改定することに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 別府公園の項中「駐車場」を「東駐車場」に改めます。(別表第2関係)
- (2) 有料公園の使用料について、次のように金額を改定します。(別表第3関係)

| 有料公園<br>施設名                 | 区分  | 現行                                     | 改正案  |
|-----------------------------|---|--|--|
| 南立石緑<br>化植物園<br>みどりの<br>相談所 | 集会室   | 1時間につき 1,001円                          | 1時間につき 1,000円  |
| 別府公園<br>東駐車場                | 大型自動車<br>及び中型自<br>動車(8ト<br>ン車両等に<br>限る。)            | 1時間を超える場合は<br>1時間又はその端数を<br>増すごとに 220円 | 1時間を超える場合は<br>1時間又はその端数を<br>増すごとに200円。<br>ただし、規則で定める<br>供用時間内は、1,000円を上限とする。 |
|                             |   | 夜間駐車 2,200円                            | 夜間駐車 1,000円  |
|                             | 中型自動車<br>(8トン車<br>両等を除く。)、準中<br>型自動車及<br>び普通<br>自動車 | 1時間を超える場合は<br>1時間又はその端数を<br>増すごとに 110円 | 1時間を超える場合は<br>1時間又はその端数を<br>増すごとに100円。<br>ただし、規則で定める<br>供用時間内は、500円を上限とする。   |
|                             |   | 夜間駐車 1,100円                            | 夜間駐車 500円  |
| 鉄輪地獄<br>地帯公園<br>ドグラ<br>ン    | 一時利用の<br>場合   | 1頭1回につき 328円                           | 1頭1回につき 320円   |
|                             | 年間利用の<br>場合   | 1頭1年につき 4,765円                         | 1頭1年につき 4,760円   |

3 施行期日 令和3年7月1日

4 担当課 建設部公園緑地課

**議第48号**

## 工事請負契約の締結について

### 1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

### 2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市新学校給食共同調理場整備事業
- (2) 契約の方法 一般競争入札総合評価落札方式による契約
- (3) 契約の金額 3,641,000,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額331,000,000円)
- (4) 契約の相手方 和田・幸・大建・大有・日本調理機建設工事共同企業体  
大分県別府市石垣東十丁目3番40号  
株式会社和田組  
代表取締役 和田 修  
大分県別府市石垣東一丁目9番31号  
株式会社幸建設  
代表取締役 幸 勝 美  
福岡県福岡市博多区住吉三丁目1番1号  
株式会社大建設九州事務所  
九州事務所所長 田 嶋 慎 也  
大分県大分市花津留二丁目172番  
株式会社大有設計  
代表取締役 小 野 晶 紀  
福岡県大野城市瓦田四丁目15番30号  
日本調理機株式会社九州支店  
支店長 今 古 賀 達 生

### 3 担当課 教育部教育政策課

## 議第49号

### 市有地の貸付けについて

#### 1 趣旨

市有地を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

#### 2 議案の内容

- (1) 市有地の所在地  
別府市上田の湯町 2 9 1 7 番 4
- (2) 貸付けの相手方  
別府市上田の湯町 1 5 番 4 0 号  
社会福祉法人別府市社会福祉協議会  
会長 長 野 恭 紘
- (3) 貸付けの理由  
成年後見支援事業等事務用地として
- (4) 貸付期間  
令和 3 年 7 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 貸付料  
無料

3 担当課 市民福祉部高齢者福祉課

## 議第 5 0 号

### 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて

#### 1 趣旨

市有地を売却することに伴い、その旧慣を廃止することについて地方自治法第 2 3 8 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

#### 2 議案の内容

##### (1) 対象土地

| 所在地                | 地番            | 地目 | 実測面積                         |
|--------------------|---------------|----|------------------------------|
| 別府市大字野田字ザ<br>ッショウ原 | 1 2 9 3 番 1 2 | 原野 | 4, 0 6 5. 6 8 m <sup>2</sup> |
| 別府市大字野田字ザ<br>ッショウ原 | 1 2 9 3 番 1 3 | 原野 | 6 1. 5 2 m <sup>2</sup>      |
| 別府市大字野田字ザ<br>ッショウ原 | 1 2 9 3 番 1 4 | 原野 | 4 3 7. 5 7 m <sup>2</sup>    |
| 別府市大字野田字ザ<br>ッショウ原 | 1 2 9 3 番 3 2 | 原野 | 1 3 8. 4 7 m <sup>2</sup>    |
| 別府市大字野田字ザ<br>ッショウ原 | 1 2 9 3 番 3 4 | 原野 | 4 3. 5 2 m <sup>2</sup>      |

##### (2) 旧慣を廃止するための事項

湯山採草組合に対して、金 281,246 円を交付する。

3 担当課 総務部総務課

## 議第 51 号

### 市長専決処分について

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染症の長期化により生活が苦しい低所得のひとり親世帯を対象に子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）

(2) 処分年月日 令和 3 年 4 月 1 日

3 担当課 企画戦略部財政課

## 議第 52 号

### 市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和 3 年別府市条例第 17 号

別府市税条例等の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和 3 年 3 月 31 日

(3) 主な改正内容

ア 給与所得者の扶養親族申告書等について、一定の要件を満たす場合には、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとします。（第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3、第 53 条の 8 及び第 53 条の 9 関係）

イ 環境性能割の税率を見直します。（第 81 条の 4 関係）

ウ 平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を規定します。（附則第 10 条の 5 関係）

エ 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び特別土地保有税の負担についての調整措置を行います。(附則第11条、附則第12条、附則第13条、附則第15条関係)

オ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を令和3年12月31日まで延長します。(附則第15条の2関係)

カ 令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとします。(附則第16条、附則第16条の2関係)

キ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長する等します。(附則第27条関係)

ク 地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正をします。

(4) 施行期日 令和3年4月1日ほか

3 担当課 総務部市民税課

## **議第53号**

### **市長専決処分について**

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

#### 2 議案の内容

(1) 処分事項 令和3年別府市条例第18号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和3年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を行います。(附則第7条から附則第12条まで関係)

イ 地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正をします。

(4) 施行期日 令和3年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

**議第54号**

**市長専決処分について**

1 趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任

別府市職員 野田 哲也

(2) 処分年月日 令和3年4月1日

3 担当課 総務部資産税課